

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「法人」という。）の令和5年事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、以下の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

- (1) 監査に当たっては、監事監査規程及び令和5年度監事監査計画に基づき、理事長、理事、監査室、企画管理部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査実施に向けた環境の整備に努めました。
- (2) 理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めると共に、各部・本部・センター及び支所において業務、財産の状況及び経済産業大臣に提出する書類を調査しました。
- (3) 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人製品評価技術基盤機構法又は他の法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに令和5年度事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について令和6年5月31日に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受

け、必要に応じて説明を求めました。

- (5) なお、新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、より効果的な監査を行うための対面監査を重視しつつも、その効率化を図るため、引き続きオンラインの活用や書類審査を併用する等の工夫もしました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、年度目標の着実な達成に向けて、各分野間或いは外部機関との連携活動等により保有する技術の最大活用を図るなど、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。内部統制システムの整備及び運営については、理事長主導のもと、運営会議を軸として情報の共有を図る体制が構築されており、内部監査等の各監査が規定通り実施され、内部統制委員会等の各委員会も機能しています。さらに、それらにおいて把握されたリスクや管理上の課題にも適確に対応されており、内部統制は有効に機能していると認めます。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表及び決算報告書は、独立行政法人会計基準に準拠して作成され、法人の財務面の状況を正しく表しているものと認めます。また、決算報告書は、法人の長による予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (6) 令和5年度事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

3. 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- (1) 法人職員の給与水準の状況は、国に準じた給与体系を採っており、年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出した場合の対国家公務員

指数は95.3となっていることから、妥当であると認めます。

- (2) 入札・契約の状況については、公正性・透明性を確保しつつ契約監視委員会等の意見も踏まえ、令和5年度調達等合理化計画を策定し、合理的な調達に努めていると考えます。契約に係わる情報の公開を積極的に行なうことに加えて、公告から入札までの期間を充分に取るなど、入札及び契約の適正な実施について適切に行われていると認めます。
- (3) 法人の長の報酬水準は、国民生活の安全確保と経済基盤を支えるために行う製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野等の広範な業務について一体的に国と密接に関連して実施する公務員型の法人として、国の試験所、研究所の長又は本府省の局長等の報酬に相当するものであることから、妥当であると認めます。

令和6年5月31日

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

監事 伊藤 潔

監事（非常勤） 鶴 由貴